令和３年神奈川県議会本会議 第１回定例会
ともに生きる社会かながわ推進特別委員会

令和３年３月10日

西村委員

質問させていただきますが、大分、報告事項が限られているので、重なってきてしまっていると思うのですが、私からもまずはともに生きる社会かながわ憲章の理念の普及に向けた取組についてということで伺います。

憲章の認知度の向上に向けて、様々な広報媒体を活用して取り組んできたと承知をしておりますが、その前提として、若いときから憲章の趣旨や内容についてきちんと理解をしてもらうことが重要であるということがここまでも語られてきましたが、そうした観点で質問をさせていただきます。

まず、県民ニーズ調査では、若い方々の認知度が特に低いとのことですが、その状況を確認させてください。

共生担当部長兼共生社会推進課長

若い方の憲章の認知度ですが、年齢層別で見ておりますので20歳台以下というところになりますが、15.0％という憲章の認知度になっております。参考までにほかの年齢層を申し上げますと、30歳台は20.2％、40歳台は19.3％、50歳台は21.3％、60歳台は26.4％、70歳台以上は29.7％ということで、特に20歳台以下の若い方々がほかの年代よりも低い状況です。

西村委員

70代以上がその中で結構高いのですね。

大学との連携について報告資料には、鎌倉女子大学の学生による障害当時者との交流会を通じた憲章の理念の普及に関する企画、発信とありますが、その具体的な内容について教えてください。

共生担当部長兼共生社会推進課長

去年、県内の大学などと連携して学生への憲章理念の普及を図っているところですが、今年度、鎌倉女子大学の事例については教員を目指して勉強している学生たちが特別支援学校である秦野養護学校の児童・生徒とオンラインで交流をされたり、大学祭のいわゆるゼミ展での憲章の普及に関する企画発表に取り組んだという事例です。

具体的には学生たちにまず憲章を理解してもらうということで、共生社会推進課の職員が出向いて、学生たちに対して津久井やまゆり園事件のこと、憲章の趣旨、内容などをまず説明をしております。

そうした理解の上で、学生たちのほうで共生社会実現のために自分たちに何ができるかということを検討されて、秦野養護学校の生徒さんたちと、コロナ禍で直接の交流が難しいという状況の中なので、オンラインで交流をしたという経緯があります。

また、学生たちのほうでは、県の共生社会アドバイザーであるＡＬＳ患者の髙野さん、先ほど話が出ましたが、そちらの講演も聞いていただいて、例えば、障害に対する差別、偏見が無知や無関心から生まれるということや、それぞれのニーズに合わせた支援が大切であるといったことについて知ったり考えたり

するという機会を持っていただきました。そうした一連の取組、学生たちにとっての取組の結果を昨年11月の大学祭において発表したという流れになっております。
西村委員
　今、答弁いただいた無知や無関心から生まれるということは、今後、すごいキーワードになってくると思うのですが、鎌倉女子大学のほかにも実施をした事例があれば教えてください。
共生担当部長兼共生社会推進課長
　今年度はもう一つ、女子美術大学の学生たちとの交流をして、女子美術大学の学生たちが憲章の理念に触れることによって、アートの力で共生社会への意識醸成を図るという取組を企画していただきました。
　例えば、性別に係る既成概念への挑戦という内容で、誰が何を好きになってもよいという価値観を尊重できる社会が望ましいという発想に立った内容でした。
　小学生を対象に、自分を見つめて他人との違いを知って、その違いを楽しむということを狙いとしたような道徳カリキュラムを学生たちが検討したという内容です。
西村委員
　報告資料のイの共生社会実現フォーラムの実施の項目の中にも学生による活動報告とありますが、その内容を教えていただけますでしょうか。
共生担当部長兼共生社会推進課長
　イのところにあります共生社会実現フォーラムの項目の中の学生による活動報告のところですが、昨年12月の共生社会実現フォーラムでは、今、答弁したように鎌倉女子大学の事例あるいは女子美術大学の学生たちの活動内容を、共生社会の実現に向けた活動として、この共生社会実現フォーラムの中でも一般参加者に対して報告をしていただいたと、オンラインで発表したという内容です。
　東洋大学の学生たちが共生社会実現フォーラムの中においては、津久井やまゆり園利用者とのお友達プロジェクトと題して、津久井やまゆり園の利用者との交流の様子について発表をされたというところがあります。
　こうした活動報告を踏まえて、当日の共生社会実現フォーラムの中では、参加者が学生たちの発表の内容を基に、共生社会の実現のために自分は何ができるかということを討論するということもやったところです。
西村委員
　確認ですが、今、三つの大学の名前が挙がりましたが、ほかにもどこか動いているところはあるのですか。
共生担当部長兼共生社会推進課長
　今年度はその三つということです。
西村委員
　結論は先延ばしさせていただいて、若い方々への取組について、報告資料にはロゴデザインを活用した取組として、ＳＮＳ等を活用した広報とありますが、どのような発信をされているのでしょうか。

共生担当部長兼共生社会推進課長
　このロゴデザインですが、活用した取組として令和２年、つまり昨年ですが、いわゆる７月の推進週間を意識して令和２年７月 20 日から２週間ほどの期間で相模鉄道の駅と車両内での広告を実施しております。ロゴデザインを活用した広告を実施しています。
　あとＳＮＳなどを利用した広報として、これも推進週間を意識して、昨年の７月 26 日から約２週間の期間で県内在住の若い方々を対象に、18 歳から 29 歳というところを意識してツイッターやインスタグラムなどによって、ロゴデザインを活用して憲章に関する広告を配信しました。
　さらに昨年 10 月 14 日には憲章を策定した日として、ロゴデザインを活用した情報発信を行ったとお伺いしています。こういった取組によって、若い方々への周知に取り組んできたというところです。
西村委員
　認知度の状況も踏まえて、今後の若い方々に対する取組の方向性を伺います。
共生担当部長兼共生社会推進課長
　若い方々はこれからの社会の担い手ですし、ともに生きる社会の実現に向けて憲章の理念の普及をしていくこと、憲章の理念の普及については非常に重要だと考えております。
　今後も引き続き、るる議論ありますが、新型コロナウイルス感染症の影響が続くと、イベントの開催も困難になっていくということはまだ当面想定されますので、まず県市町村の広報誌、ポスター、チラシという基本的な媒体を活用しながら、若い方々が日常親しんでいるＳＮＳについても、引き続き効果的な活用を検討しながら取り組んでいきたいと考えております。
　また、憲章の理念に賛同いただいた企業、団体、少しマスクの話をさせていただきましたが、ロゴデザインを活用したコラボグッズによる普及や、先ほど申し上げた大学との連携といったところについても引き続き、アイデアを交換しながら進めていきたいと考えております。憲章の理念に対する若い方々の共感を広げながら、認知の向上に取り組みたいと思います。
西村委員
　共感を得ながら認知を広げていきたい、まさにそこなのだろうと思って伺っておりました。紙媒体であろうが、ＳＮＳであろうが、お知らせをする、広報することはもちろんですが、ともに生きる社会ですから、一緒に発信をする側についてくれる人をどれだけ増やしていくかということだろうと思います。若い人に発信を受け取ってと投げるのではなく、一緒に投げてというところにしないとなかなかこの憲章理念は共有をしていただけないのではないか。
　具体的にいえば、少し意地悪な質問ですが、三つの大学、神奈川県はもっと大学ありますよね。だったらいろいろな大学がいろいろな取組で、ともに生きる社会のアプローチをできる。これは何も福祉に関わることでなくてもいいと思うのです。
　例えば、この企業、団体とのマスク等のコラボグッズの製作をデザインした人、プロジェクトに頼むのもいいが、デザインの勉強をしている学生に頼んでみよう、あるいは障害者の方々でいろいろなものを作っているところに頼んで

みようなど、共に発信する側に入っていただくという試みが必要なのではないかと思います。
　認知症バッジもたしか学生にお願いをして作っていただきました。企業庁のウオーターサーバーも学生がデザインをしてくれました。だったらなおさら、ともに生きる社会かながわのグッズを本当に神奈川をしょって立つ若い人たちがデザインをしてくれたほうがいいのではないのかと私は個人的には思います。
　それから、例えば、服飾デザインをなさっているところに、障害者の方のためのデザインを考えようなどという提示でもいいのではないですか。その人たちがそれぞれに活躍をしたいと思っているところに、プラスともに生きるというあなたの立場であればどう考えるという投げかけ方と協力の要請の仕方があってもいいかなと思いながらお話を伺っていました。
　それから大学に広げていってくださいと言ったことも、実は各大学で献血をやっていただいたり、もっといえば、神奈川県はそこで骨髄バンクのドナー登録説明会を一気に広げました。だったら違う部局からその情報をもらって、ともに生きるということも何かそちらの大学でできないですかという提案の仕方もあるのではないか。
　部局横断でいろいろな情報を共有しながら、もう一回言います。受け取る人を増やすのではなくて、一緒に発信できる人を増やす、こういう挑戦をしていただけますようによろしくお願いします。
　もう一つはインクルーシブ教育の推進です。これも相当質問が出たので、違う方向性から伺います。
　近年、学校現場においてはＩＣＴの推進が図られてきており、これに伴い、様々なデジタル教材などが学校現場で活用されていると伺っています。こうしたデジタル教材等は分かりやすい授業を展開する上で有効な手段ではないかと考えていますが、特に様々な障害がある児童・生徒に対してはデジタル教材などにより、それぞれ状況に応じて効果的な授業を行うことができるのではないかと思います。
　そこで特別支援学校及びインクルーシブ教育実践推進校におけるデジタル教材等の活用について伺っています。まず、特別支援学校におけるデジタル教材等の活用状況を教えてください。
特別支援教育課長
　県立特別支援学校では、障害のある児童・生徒等の学習理解の促進及び自立と社会参加を進めるために必要な情報機器の整備を行っております。
　具体的なデジタル教材等の活用としては、弱視の児童・生徒は紙の教科書などの教材に合わせて、電子データをタブレット端末で見ながら学習を行っております。タブレット端末の画面上で文章や図を拡大することで見やすくしたり、音声読み上げ機能を使用することで内容を確認したりするなど、児童・生徒の学習理解を補うことに活用されております。
西村委員
　今後はデジタル教材等の活用について、どのように考えていらっしゃいますか。

特別支援教育課長
　県立特別支援学校において、デジタル教材等が活用できるようにコンピューターやタブレット端末の整備や更新を引き続き行っていきます。
　また、各学校における児童・生徒の実態に応じたデジタル教材の効果的な活用方法について、情報教育の担当教員の会議などで共有することで、引き続き児童・生徒等の学びの充実につなげていきます。
西村委員
　それでは次に、インクルーシブ教育実践推進校におけるデジタル教材等の活用状況と今後の活用について、どのように考えているか伺います。
インクルーシブ教育推進課長
　実践推進校では、知的障害のある生徒もほかの生徒と同じ教室で共に学ぶことを基本としており、全ての生徒にとって分かりやすい授業のため、ユニバーサルデザイン化やティーム・ティーチングなど、学習指導、支援体制を工夫して授業が展開されて、授業改善が図られているところです。
　具体的には学習課題を大型モニターに表示するなど、パソコン、タブレット端末、書画カメラ等のＩＣＴ機器を活用して、生徒への情報伝達の工夫に取り組んでおります。また、生徒の中にはペーパーテストに慣れていない生徒もいることから、そのような生徒についてはパソコンを使ってテストの解答をするなどということを認めるなどをして、ＩＣＴ機器の活用をしている場合もあります。
　今後についてですが、実践推進校の中で活用している事例を共有しながら、生徒の状況に合わせて積極的な活用を促進したいと考えております。
西村委員
　インクルーシブ教育実践推進校においてもデジタル教材など活用されて、工夫をしながら指導をされているということを理解しました。
　こうした教育を受けた実践推進校の卒業生の進路について伺いたいのですが、進路状況はいかがでしょうか。
インクルーシブ教育推進課長
　令和２年３月に卒業しました実践推進校、パイロット校１期生の卒業生は一人一人の進路実現に向けて、実習、面接、入学試験などにチャレンジをしてきました。その進路状況ですが、大学、専門学校の進学が約１割、職業訓練機関が約３割、就職が約４割、就労移行支援等の福祉関係の利用が約２割となっております。このことは２期生の進路選択の傾向にも結びついているところです。
　実践推進校においては、３年間、共に学んだということにより、進学を含めた多様な将来像のイメージを生徒それぞれが深めることができたということが生徒の幅広い進路選択につながったと考えております。
西村委員
　今おっしゃった進学は物すごく大きな方向性を示していただいていると思います。障害児をお持ちの親御さんは、うちの子は高校あるいは特別支援学校を出たら、そのあとすぐ作業所で働くのですねということをよくおっしゃるのです。進学という道も開いていただいて、青春を謳歌させてやりたいという話をよく伺います。

それでは卒業後、何か問題や課題を抱えてしまった卒業生に対してのフォローがあれば、教えてください。
インクルーシブ教育推進課長
実践推進校の取組の中で大切にしていることは、本人の学ぶ意欲や主体性を踏まえて必要な支援をしていくこと、あと保護者に向けても情報提供を進めることと考えております。
卒業後も同様でして、本人の状況を踏まえながら地域の関係機関との連携を図り、必要に応じた支援を行っていきたいと考えております。
西村委員
今回、報告事項にもインクルーシブ教育を選んでいただいて、改めて、では教育とは何なのかと思って、もう皆様方はプロなので大変僭越ですが、そうすると勉強ですよとか何とかではなく、文部科学省でも子供たちが自由に生きられるための力を育むことや、特別支援教育とは障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立って、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。このようにすごいことが特別支援教育なのだと改めて実感しました。
インクルーシブ教育はその理念に基づいて、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みなのだと改めて、すごいことを挑戦していただいていると思いました。まだそんなに歴史がある内容ではありませんが、しっかりと卒業生の皆様がどういう進路に立ち、どういう課題を抱えているかと掌握をすることは、これから後に続く後輩たちのためにも生かしていただけると思うので、しっかり情報を収集し、また、卒業後のフォローアップ体制も充実をしていただきたいと思います。
それから、冒頭質問をしたデジタル教材のほうですが、児童・生徒の状況に応じて活用されていると理解をしました。今後、学校現場ではさらにＩＣＴが進められると思います。デジタル教材等を有効に活用し、様々な障害がある児童・生徒の学びが広がるよう、文科省ではデジタル教科書などがまだまだすっきりしない感じで、単にＰＤＦになっただけのような感じですが、本当にＩＣＴ化することによって、より一層可能性が広がると思いますので、こちらも神奈川県が先駆を切っていただけますよう要望して、質問を終わります。